

静岡県立農林環境専門職大学学生自治会会則

(名称・所在地)

第1条 本会は、静岡県立農林環境専門職大学学生自治会といい、事務所を静岡県立農林環境専門職大学内に置く。

(会員)

第2条 本会は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学の学生（以下「会員」という。）全員をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員の自主的運営により会員相互の親睦を図るとともに、自治精神を養い人格を高めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化活動に関すること。
- (2) 体育活動に関すること。
- (3) 国際交流に関すること。
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	2 人
会 計	1 人
書 記	2 人
監 事	1 人

(役員を選出及び任期)

第6条 本会の役員は、総会において選出し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2 役員に欠員を生じた場合は、会長が2週間以内に新役員を選出する。ただし、任期は前役員が残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は自治会活動費にかかる会計処理と通帳管理を行う。

(4) 書記は会議の記録、記録の整理保管及び本会の庶務を行う。

(5) 監事は学生課の行った会計処理と自治会活動費と係る会計処理について監査を行う。

(委員)

第8条 会長は、事業実施のため必要に応じ、各種委員会を設置することができる。

(会議)

第9条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第10条 総会は、会員全員をもって組織し、会長が召集する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3 総会は、本会の最高決定機関である。

(定期総会)

第11条 定期総会は、4月及び10月に開催する。

2 定期総会は、役員を選出、会則の改廃、予算及び決算の承認、その他必要な事項を審議し、決定する。

(臨時総会)

第12条 臨時総会は、会長が必要と認めた場合及び会員の3分の1以上の要求があった場合に開催しなければならない。

(総会の開催)

第13条 総会は、会員の過半数の出席で成立するものとする。

2 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

3 表決は、出席会員の過半数で決するものとする。この場合、賛否同数の場合は、議長が決定するものとする。

(役員会)

第14条 役員会は、総会の前及び会長が必要と認めた場合に開催する。

2 役員会は、総会提出議案及び軽微な事項について審議し、決定する。

(サークル活動)

第15条 本会は、学生の自主的活動であるサークル活動を積極的に支援するものとする。

2 サークル規程及びサークル会計処理規程を別に定める。

(収入)

第16条 収入は、会費、臨時会費、寄付金及びその他収入金とする。

2 本会の会費の額及び徴収方法は、総会において決定する。

3 既納の会費は返還しない。

(支出)

第17条 支出しようとするときは、学生課に請求するものとする。

2 学生課は、内容を審査し、適当と認めるときは支出をする。

(監査)

第18条 監査は通常4月の定期総会の前に行うものとする。ただし、必要と認めるときは臨時に行うことができる。

2 監事は、監査の結果を総会において会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年7月25日から施行する。